

令和7年第4回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和7年9月10日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年9月22（月）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (12名)
- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 坂本 稔記  | 2番 南 雅彦   | 3番 山口 欣也 |
| 4番 福田 泰生  | 5番 渡邊 昌行  | 6番 谷口 和也 |
| 7番 井上 容子  | 8番 山路 善己  | 9番 前川さおり |
| 10番 中西 友子 | 12番 坪井 信義 | 13番 小林 豊 |
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
- |              |                |                 |
|--------------|----------------|-----------------|
| 町 長 辻村 修一    | 副 町 長 田間 宏紀    | 教 育 長 山村 嘉寛     |
| 会計管理者 真砂 浩行  | 総務防災課長 内山 治久   | まちづくり推進課長 中川 泰成 |
| 保健福祉課長 見並 智俊 | 税務住民課長 梅前 宏文   | 建設課長 平生 公一      |
| 産業振興課長 里中 和樹 | 教育事務局長 山下 健一   | 上下水道課長 上村 和弘    |
| 生活環境室長 松田 臣二 | 病院老健事務局長 竹郷 哲也 | 地域共生室長 山口 成人    |
| 監査委員 大西 栄    |                |                 |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 議会事務局長 西岡 厚 | 同 書 記 福井希美枝 | 同 書 記 若宮 慎朔 |
|-------------|-------------|-------------|
- 8 日 程
- 第 1 会議録署名議員の指名
- | 番 | 議員 |
|---|----|
| 番 | 議員 |
- 第 2 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 3 議案第49号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 4 議案第50号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 5 議案第51号 令和6年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 6 議案第52号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 7 議案第53号 令和6年度玉城町病院事業会計決算の認定について（討論・採決）

- 第 8 議案第54号 令和6年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について(討論・採決)
- 第 9 議案第55号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 第10 議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 第11 議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 第12 議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 第13 議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 第14 議案第60号 町税条例の一部改正について(討論・採決)
- 第15 議案第61号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 第16 議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 第17 議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正について(討論・採決)
- 第18 議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 第19 議案第65号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第20 議案第66号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第21 議案第67号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第22 議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第23 請願第 3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願(討論・採決)
- 第24 請願第 4号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願(討論・採決)
- 第25 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める請願(討論・採決)
- 第26 請願第 6号 防災対策の充実を求める請願(討論・採決)

## 追 加 日 程

- 第 1 議案第69号 教育委員会教育長の任命につき同意を求ることについて

- 第 2 発議第 9 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書  
第 3 発議第 10 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書  
第 4 発議第 11 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書  
第 4 発議第 12 号 防災対策の充実を求める意見書  
第 5 発議第 13 号 閉会中の継続審査の申し出について  
第 6 発議第 14 号 閉会中の継続審査の申し出について  
第 7 発議第 15 号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。  
よって、令和7年第4回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において  
10番 中西 友子 議員 12番 坪井 信義 議員  
の2名を指名します。  
それでは、議事に入ります。

◎日程第2 議案第48号から 日程第10 議案第56号

○議長（小林 豊） 日程第2 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし、日程第10、議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会、坪井信義委員長。

○予算決算常任委員長（坪井 信義） 予算決算常任委員長 坪井。

おはようございます。議長から予算決算常任委員会の審査報告を求められましたので、  
ただいま議題となっております、各会計決算の認定についての審査結果を報告します。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について ないし議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての、計9件の議案審査を9月16日午前10時05分から、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席と、議長同席のもと、11名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な結果を報告します。

初めに決算認定においては、議会が決定した予算が、適正に執行されたかを検証し、行政施策の達成度、有効性に主眼を置き、今後の予算編成や財政運営の改善に資するよう、審査を行ったところであります。

まず、議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての主な審査につきましては、歳入、歳出などにおいて各委員の熱心な質疑がなされました。

歳入については、たばこ税、また、住宅使用料などについて、歳出では、路線バス委託料、マイ保健師制度、シェルター補助金、20歳の集いなど、質疑があり、採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

続いて、議案第49号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、特定健康診査の受診率、被保険者数保険料の今後の推移などについて質疑がありました。採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

次に議案第50号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する質疑はなく、採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

次に、議案第51号 令和6年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、今後の全体的な推移についての質疑がありました。

採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

次に、議案第52号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、今後の展望、推移など対策について質疑がありました。

採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

次に、議案第53号 令和6年度玉城町病院事業会計決算の認定について、損益、収益についてなど、電子カルテ導入による職員の負担軽減について、器具の購入についてなどの質疑がありました。採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 令和6年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案に対する質疑はなく、採決の結果、挙手全員で原案の通り決定すべきものと決定しました。

次に、議案第55号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算会計決算の認定について、前年度繰り越しと純損失への対応策、民間委託への考え方について質疑があり

ました。

採決の結果、挙手全員で原案の通り、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、本案に対する質疑はなく、採決の結果、挙手全員で原案の通り認定すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で予算決算常任委員会の委員長の報告は終わりました。お詫びします。予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行いますが、一括議題とした日程第2、議案第48号 令和6年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第10、議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、討論の通告がありませんでしたので討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第49号、令和6年度 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

従って、議案第50号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第51号 令和6年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第52号、令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第53号 令和6年度玉城町病院事業会計決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。

本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第54号 令和6年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第55号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告の通り認定されました。

## ◎日程第11 議案第57号から 日程第17 議案第63号

○議長（小林 豊）次に、日程第11 議案第57号玉城町議会議員及び玉城町町の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について ないし、日程第17 議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正についてを一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。これより、総務産業常任委

員会の委員長報告を求めます。

総務産業常任委員会 渡邊昌行委員長。

○総務産業常任委員長（渡邊 昌行） 総務産業常任委員会委員長 渡邊。

議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る9月12日開催の本会議において、本委員会に付託されました議案7件について、9月16日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正については、この条例の内容で選挙運動用ビラやポスター作成の単価が変更になっているが、この単価は町単独で決定したものではなく、国、県に倣い、全国統一の金額であるとの確認や、その他質疑等がありましたが、討論はなく採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、対象職員の意向を確認するための措置についての確認等がありました。討論はなく、採決の結果は、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、職員が育児休業中にシステムの変更等があり、復帰時に戸惑うのではないとの質疑に、対しては、来庁時に伝えたり、復帰時には、周辺職員が働きやすいようにサポートする環境を整える等、配慮との答弁がされました。討論はなく採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号 町税条例の一部改正については、たばこ税の項目で、年間税収がいつも1億円を上回る額を上げているものなので、喫煙者が利用しやすく分煙が可能な環境を整える必要があるのではとの質疑に対し、役場施設内はすべて禁煙エリアとなっているとの回答がありました。討論はなく採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号、玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正については、この改正により影響を受ける事業者があるのか等、質問があり、討論はなく採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、条例ただし書きに関する質疑があり、討論はなく採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号、玉城町水道法施行条例の一部改正については、従事する職員の経験年数に関する質問があり、討論はなく採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定

しました。

以上で総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で総務産業常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申し出はありませんので、総務産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案ごとに討論採決を行いますが、一括議題とした、日程第11、議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、ないし日程第17、議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正については討論の通告はありませんでしたので討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第59号玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第60号 町税条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。従って、議案第61号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例処置に関する条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。従って、議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。従って、議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

## ◎日程第18 議案第64号から 日程第22 議案第68号

○議長（小林 豊） 次に、日程第18 議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第22 議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会、坪井信義委員長。

○予算決算常任委員長（坪井 信義） 予算決算常任委員会委員長 坪井。

議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計補正予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を報告します。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、合計5件の議案審査を令和6年度の決算に引き続き、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと、11名の委員により審査を行いました。その審査内容は会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において各委員の質疑がありました主な結果を報告いたします。

議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号） 嶸入について、地方交付税などの件、それから歳出について、駅前駐輪場屋根設置工事請負費。森林経営管理業務委託料。Jアラート受信機変更業務委託料、受信機更新業務委託料。屋内体育館改修基本設計等業務委託料について質疑がありました。

採決に際し、委員から屋内体育館改修基本設計等業務委託料550万円の削除を求める修正動議の提出がありました。その内容に対し、多数の質疑、討論が行われ採決の結果、

修正案が可決されました。また、修正可決した部分を除く原案に対し、異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)ないし議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)については、本案に対する質疑はなく採決の結果、挙手全員で原案の通り可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊）以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。お諮りします。予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行いますが、一括議題とした日程第18、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし日程第22 議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)は、討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第3号)については、修正可決です。

まず、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第3号)の修正案について採決します。修正案に対する委員長報告は可決です。修正案は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小林 豊）挙手多数です。従って、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第3号)の修正案は、委員長報告の通り可決されました。

次に、ただいま修正可決をした部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。よって、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第3号)は修正部分を除く部分は、原案の通り可決されました。

次に、議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第65号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第66号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第67号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)は委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)は委員長報告の通り可決されました。

### ◎日程第23 請願第3号から 日程第26 請願第6号

○議長（小林 豊）次に、日程第23 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願、ないし日程第26 請願第6号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。これから請願ごとに討論採決を行いますが、討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、請願第3号を採決します。本案は原案の通り採択することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願は採択することに決定しました。

次に、請願第4号を採決します。本案は原案の通り採択することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、請願第4号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員の定数改善計画の策定実施と教育予算拡充を求める請願は採択することに決定しました。

次に、請願第5号を採決します。本案は原案の通り採択することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学の支援に関する制度の拡充を求める請願は、採択することに決定しました。

次に、請願第6号を採決します。本案は原案の通り採択することに賛成の方は挙手

願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、請願第6号 防災対策の充実を求める請願は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前9時35分 休憩)

(午前9時45分 再開)

○議長（小林 豊）再開します。議会運営委員会にて協議した結果、執行部からの申し出を追加議案として、審議することに決定しました。

議事日程を配付及び議案等アップロードする間、暫時休憩とします。

(午前9時45分 休憩)

(午前9時46分 再開)

○議長（小林 豊）再開します。この際、議案第69号及び発議第9号ないし発議第15号を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）異議なしと認め、議案第69号 追加議案に追加日程1に、発議第9号ないし発議第15号を、追加日程第2、ないし追加日程第8とし議題とすることに決定しました。

議案第69号は、人事案件ですので、山村教育長は退席を願います。

## ◎追加日程第1 議案第69号

○議長（小林 豊）追加日程第1、議案第69号 教育委員会教育長の任命につき同意を求ることについてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）議案第69号 教育長の任命につき同意を求ることについて提案理由を申し上げます。

本議案は、令和7年11月8日をもって、教育長、山村嘉寛氏の任期が満了となります。が、同人の人格及び主権は教育長として適任であると考えますので、引き続き教育長に山村嘉寛氏を任命いたしましたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊）以上で提案理由の説明は終わりました。お諮りします。

本案は人事案件のため、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）異議なしと認め、質疑及び討論を省略します。お諮りします。

候補者からの所信表明及び質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）異議なしと認め、候補者からの所信表明及び質疑を省略します。これより議案第69号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は原案の通り同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（小林 豊）起立全員です。

従って、議案第69号 玉城町教育長の任命につき同意を求めるについては、原案の通り同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前9時50分 休憩)

(午前9時52分 再開)

○議長（小林 豊）再開します。休憩中に、局長の方から説明ありましたが、議事日程と議案書が若干ずれがありまして、教育長、局長の説明の通り訂正させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいま、次期教育長に選任されました山村嘉寛さんから挨拶がございます。

山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛）教育長 山村 ご承認をいただき、ありがとうございます。

令和6年4月に、中西前教育長から引き継がしていただきました。その間、スムーズに引き継ぐことができたのか、また何ができたのかと考える次第でありますが、この1年6ヶ月の経験をもとに、今後も子どもたちのために住民の皆さんのために一生懸命、働かせていただきたいと思います。今後もご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いをして、挨拶とさせてもらいます。

## ◎追加日程第2 発議第9号から追加日程第5 発議第12号

○議長（小林 豊）次に、追加日程第2 発議第9号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書ないし、追加日程第5 発議第12号防災対策の充実を求める意見書を一括議題とします。お諮りします。発議第9号ないし発議第12号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）異議なしと認めます。従って、趣旨説明、質疑を省略することに決定しました。

これから、発議第9号ないし発議第12号について、意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第9号。義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）討論はありませんので省略します。これから、発議第9号を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、発議第9号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書については、原案の通り可決されました。

次に、発議第10号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定実施と教育予算拡充を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）討論はありませんので省略します。これから、発議第10号を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、発議第10号教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画策定実施と教育予算拡充を求める意見書については、原案の通り可決されました。

次に、発議第11号。子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）討論はありませんので省略します。これから、発議第11号を採決します。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、発議第11号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書については、原案の通り可決されました。

次に、発議第12号 防災対策の充実を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）討論はありませんので省略します。これから、発議第12号を採決し

ます。本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（小林 豊）挙手全員です。従って、発議第12号、防災対策の充実を求める意見書については、原案の通り可決されました。

ただいま可決されました発議第9号ないし発議第12号の各意見書は、本日中に関係方面へ提出しますのでご了承願います。

#### ◎追加日程第6 発議第13号から追加日程第8 発議第15号

○議長（小林 豊）次に、追加日程第6、発議第13号ないし追加日程第8、発議第15号に係る閉会中の継続審査の申し出についてを一括議題とします。

各常任委員会の委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。

各委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）異議なしと認め、それぞれの常任委員会において、閉会中の継続審査とすることに決定しました。お諮りします。

これで、今期定例会に付されました事件の審査はすべて終了しました。

従って、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊）異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。閉会に当たり、町長挨拶を願います。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）閉会に当たり、挨拶を申し上げます。

今期定例会でいただきました多くのご意見、議決を踏まえて、今後の町政運営につなげさせていただきたいと考えております。

また、最近の物価高に対応するために、たまネーキャンペーンを実施をさせていただいておりますので、ぜひご利用いただきたいと思います。同時に、子育て支援いたしまして、10月1日から保育所の給食の主食につきまして、米飯での切り換えを実施すると同時に、3歳児以上の日額40円を無料とさせていただくと、そういう運びにさせていただくように進めております。

町政70年を盛り上げていただくために、いろんな地域での活動や、そして特に下外城田地域におきましては、秋祭りを初めて開催いただく、そういう準備も進めていただいているわけであります。何といいましても玉城町の住みやすさ、これは地域の中でのコミュニティ繋がりが一番大事であるというふうに感じておるわけであります。今後ともよろしくお願ひ申し上げて、閉会に当たりましての挨拶といたします。

○議長（小林 豊） これで令和7年第4回玉城町議会定例会を閉会します。

（午前10時02分 閉会）